

第1章 総説

1 八王子市の概要

八王子市は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置している。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔200メートルから800メートルほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いている。

本市は、大正6年の市制施行から、平成29年で100年を迎える。また、平成27年4月からは、東京都初の中核市となり、人口58万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けている。



- (1) 位置 都心から西へ40キロメートル
- (2) 面積 186.38平方キロメートル
- (3) 人口 住民基本台帳562,781人うち外国人住民9,928人（平成27年10月1日現在）
- (4) アクセス 新宿から電車で約40分

2 清掃事業の沿革

(1) ごみ処理事業

ア 戦前のごみ処理事業（～昭和19年）

大正5年頃から塵芥収集業者が希望家庭を対象に実施していたごみ収集を大正10年4月に市直営業務とし、ごみ処理事業に着手した。当時は全量を埋立又は飼料として終末処理をしていたが、大正12年1月に焼却炉2基4t/日を建設し、焼却処理に着手、本格的なごみ処理事業への第一歩を踏み出した。

イ 大量生産・大量消費・大量処分の時代へ（昭和20年～平成4年）

戦後のごみ処理事業は、昭和20年8月の戦災の後片付けから始まり、昭和24年には、オート三輪車2台を購入する等、機材の整備と人員の増強を順次行い、復興著しい市域の環境衛生向上に努めた。

その後、隣接町村の合併による人口の増加と市域の拡大、経済発展による市民生活の向上等により、ごみ排出量が増大すると共に多様化してきた。

これに対処するため、昭和39年4月から月1回の不燃ごみ収集(ステーション方式)を実施した。また、昭和41年11月には、機械炉の運転開始によりそれまで月1～2回のごみ箱収集と週2回の厨芥収集だった収集形態を、一部市域でダストボックス・ポリ容器による塵芥・厨芥の混合収集とし、昭和49年4月には、全市域混合収集に切替えを完了した。この間昭和47年1月には不燃ごみ収集業務の一部を業者委託(昭和51年4月から全面委託)とし、月2回収集、粗大ごみの申告による収集等を実施した。

一方、処理施設については、昭和29年に既設焼却炉を改築(24t/日)したのをはじめ、ごみ処理施設の整備改善をめざし焼却炉の増築、新設を行ってきたが、昭和46年には、増加しつづけるごみと広大な市域における効率的な処理を行うため、市域の西北部及び西南部に清掃工場を新設し、既設焼却場とあわせ市域を三分割して処理することを計画し、昭和47～48年度には西北部(戸吹町)に焼却炉(240t/日)を建設した。引き続き昭和49年度において市域西南部の館町地内の用地55,911㎡を買収し、昭和53年度から3ヵ年事業で清掃工場(300t/日)を新設した。

その後、安定したごみ処理体制を確立するため、北野清掃事業所構内に平成4年度から北野清掃工場(100t/日)の建設を進め、平成6年10月に稼働を開始した。同年度には戸吹町清掃工場の老朽化による実処理能力の低下が著しいため、その改築事業(焼却炉300t/日・灰溶融炉36t/日)に着手し、平成10年4月から稼働を開始した。

また、この間不燃・粗大ごみの効率的な埋立を行うべく、粗大ごみ処理設備(75t/5h)を昭和47年度に新設した。その後、昭和57年4月から新しい最終処分場が埋立を開始したため、昭和57年廃止した。

最終処分場については昭和52年7月石川町に(埋立容量約100,000m³)開設し、昭和55年5月

で埋立を完了したが、引き続き戸吹最終処分場に昭和57年3月まで埋立を行った。

また、昭和54年には、戸吹町に新処分場の建設を計画し、昭和55年度から2ヵ年継続事業で、939,300 m³の埋立が可能な処分場を新設し、昭和57年4月から埋立を開始した。

しかし、ごみ量の増加とごみ質の変化が著しく、当初予定した埋立期間15年が大幅に短縮する見込みとなったため、平成2年度から2ヵ年事業で粗大ごみ処理施設・戸吹破碎処理センター（180 t/日）を新設した。

なお、最終処分場は、当初予定を2年短縮して平成7年2月に埋立を完了したことに伴い、翌3月から東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合谷戸沢処分場に搬入を開始し、平成10年4月からは同組合二ツ塚処分場に搬入している。

平成3年6月には、人口増加が著しい多摩ニュータウン地域のごみ収集効率の向上を図るため、館清掃事業所多摩ニュータウン分室を開設した。

また、多摩ニュータウン区域のごみ処理を市域を超えて効率的に行うため、平成5年4月1日、町田市、多摩市と本市の3市で「多摩ニュータウン環境組合」を設立し、当地域とその周辺部のごみは、当組合の清掃工場で処理することとなった。

ウ 3R への転換（平成5年～平成16年）

21世紀を目指した廃棄物対策を確立するため、「八王子市清掃条例」を全部改正し、資源が循環して利用されるまち（リサイクル型都市）づくりを積極的に推進していくため「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を制定した。この条例を平成5年10月から施行するとともに、平成6年4月より可燃ごみの週3回収集を週2回に変更し、新たに古紙だけを週1回収集する古紙分別収集事業を開始した。さらに、同年12月にびん分別収集の対象地域を全市に拡大し、缶分別収集についても平成10年6月から全市に拡大した。古布収集は平成10年度から回収を開始した。

平成7年6月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が公布され、市民・事業者・行政がごみの資源化に関してそれぞれ役割を担うことが明確になった。この法律に対応するため、ペットボトルについて平成8年度から一部地域で回収を行っていたが、平成10年10月から拠点回収方式により全市を対象に回収を開始した。プラスチック製容器包装などについては、平成12年10月から一部地域でモデル事業として分別収集を開始した。平成7年7月には、増加する不法投棄対策として、事業者が排出したごみの処分経路を把握し、適正な最終処分までの責任を負う、一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度を導入した。

平成9年10月には、北野清掃工場の隣接地に、ごみ焼却時の余熱を温水プールなどに利用する余熱利用施設「あったかホール」をごみ減量・リサイクルの啓発施設として開設した。同様な施設として平成13年1月、戸吹清掃工場隣接地に入浴施設「戸吹湯ったり館」を開設した。

平成13年4月、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたことに伴い家電4品目については、民間業者によって処理する新たなルールが確立された。

また、同月より長年の懸案であった可燃ごみ収集車の2人乗車を本格的に導入した。

同年7月には、組織改正により環境部と清掃部が統合し、新生「環境部」がスタートした。これに伴い一部名称変更を行った。

平成14年3月には、多摩ニュータウン環境組合の二期施設工事が完了し、4月から粗大ごみ処理施設が稼働した。リサイクルセンターも同時にオープンし、NPO法人による運営が行われている。

平成14年10月には、八王子駅北口周辺地区で早朝収集を開始し、八王子の顔である北口駅前美化の推進を図った。

エ ごみ処理の有料化・戸別収集へ（平成16年～平成22年）

これまでのリサイクルの取組は一定の成果を挙げたものの、その一方で最終処分場の用地確保における問題が深刻となっていた。本市では平成10年から二ツ塚処分場に焼却灰と不燃残渣を搬入していたが、その後の新たな最終処分場の目処は立っておらず、ごみの減量と資源化が多摩地域全体の喫緊の課題であった。

このような状況の中、最終処分場延命のため、本市は平成16年10月よりごみの指定収集袋制度（有料化）、ごみの戸別収集及び資源物回収の拡充を同時に開始する。可燃・不燃ごみについては、有料の指定収集袋を用い、戸別収集することで、資源化への意識を高めると共に、排出者責任を明確にした。また、新たな資源化品目としてプラスチックを設定し、一部の容器包装プラスチックの収集を開始した。さらに一部資源物の収集頻度を増やすことで、資源物を排出しやすい環境を整えた（表1-1参照）。

平成15年度と制度改正後の平成17年度を比較すると、可燃ごみが29.6%減、不燃ごみが21.4%減となっており、合計で28.1%のごみ減量に成功した。また、平成18年7月から東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設が本格稼働し、埋め立てられていた焼却灰のエコセメント化が開始され、最終処分場の大幅な延命化につながった。

ごみの有料化の成果を受け、平成19年3月には、循環型都市の実現に向けたごみ処理基本計画が策定された。この計画では、さらなる資源化拡充施策として、全ての容器包装プラスチックの資源化や、ごみの減量化に伴い、市内3清掃工場体制から市内2工場体制への移行が謳われた。

オ 資源物の戸別収集（平成22年～平成26年）

平成19年3月に策定されたごみ処理基本計画に基づき、容器包装プラスチックとペットボトルの中間処理のため、プラスチック資源化センターが建設され、平成22年10月から稼働を開始した。

これと同時にプラスチックの対象を全ての容器包装プラスチックへ拡大するとともに、回収頻度を増加させた（表1-1参照）。このことにより不燃ごみの大幅な減量が見込まれ、不燃ごみの収集頻度を週1回から2週に1回へと変更した。

また前述したとおり、焼却灰のエコセメント化により、可燃ごみは全量リサイクルできる基盤が

整ったので、これまで不燃ごみとして扱っていた容器包装以外のプラスチック、革・ゴム製品を可燃ごみへと変更した。

これらの制度改正の結果、ごみのさらなる減量が見込まれることにより、稼働開始から30年近く経過し老朽化した館清掃工場を平成22年9月に停止し、市内2工場体制へと移行した。

大きな制度改正により、平成16年度に16,275 tであった埋立処分量は、平成23年度には449 tまで減少させることができた。この結果を受け、平成25年3月新たに策定したごみ処理基本計画では、さらなる高い目標である「埋立処分量ゼロ」を目標に掲げることとした。

この目標を達成するため、戸吹不燃物処理センターの処理工程や規模の見直しを行った。これまでの破碎・機械選別を行う施設から、手選別主体の施設へと更新工事を行い、平成27年2月に竣工した。

カ 埋立処分量ゼロへ（平成27年～）

平成27年4月より、きめ細かな選別が可能となった戸吹不燃物処理センターが本格的に稼働を開始した。この結果、平成27年度の埋立処分量を86 tまで減少させることができた。

表 1-1：ごみと資源物の収集方法等の変更

区 分		有 料 化 前		有 料 化 後	
		平成 16 年 9 月 まで		平成 16 年 10 月	平成 22 年 10 月
家 庭 系 ご み	可燃ごみ		集積所収集（週2回）	戸別収集（週2回） 集合住宅は集積所収集	→
		プラマークがない プラスチック製品	不燃ごみとして収集	→	可燃ごみとして収集
		革・ゴム製品	不燃ごみとして収集	→	可燃ごみとして収集
	不燃ごみ	集積所収集（週1回）	戸別収集（週1回） 集合住宅は集積所収集	戸別収集（2週に1回） 集合住宅は集積所収集	
	有害ごみ	集積所収集（週1回）	戸別収集（週1回） 集合住宅は集積所収集	戸別収集（2週に1回） 集合住宅は集積所収集	
	粗大ごみ	随 時 （事前に市へ収集を依頼）	→	→	
資 源	新聞	集積所回収（月1回）	集積所回収（月2回）	戸別回収（月2回） 集合住宅は集積所回収	
	ダンボール	集積所回収（月1回）	集積所回収（月2回）	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	雑誌・雑紙	集積所回収（月1回）	集積所回収 （2週に1回）	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	紙パック	拠点回収	集積所回収 （2週に1回） 拠点回収	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収 拠点回収	
	空きびん	集積所回収（週1回）	→	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	空き缶	集積所回収（週1回）	→	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	古着・古布	集積所回収（年6回）	集積所回収（月1回）	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
物	容器包装 プラスチック	ボトル容器 発泡スチロール製容器 発泡スチロール製緩衝材	不燃ごみとして収集	集積所回収 （2週に1回）	戸別回収（週1回） 集合住宅は集積所回収
		上記を除く プラマークがついたもの	不燃ごみとして収集	→	
	ペットボトル	拠点回収	集積所回収 （2週に1回） 拠点回収	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収 拠点回収	
	はがき類	拠点回収	→	→	

※紙パックの拠点回収は平成 24 年 3 月で終了している。

※容器包装プラスチックは平成 24 年 4 月より「プラスチック」から名称変更している。

※ペットボトル（7 月～9 月）については平成 17 年 7 月から夏季毎週回収を実施している。

※ペットボトルの拠点回収は平成 25 年 9 月で終了している。

(2) し尿処理事業

昭和 29 年清掃法の施行に伴って市の監督の下、農業協同組合に委託し、し尿収集業務を開始した。当時は主として農地還元による終末処理を行っていたが、その後の農家需要の減少、排出量の増加、加えて埋立処分地の確保難に対処するため昭和 33 年度に消化処理方式による施設（54 kl/日）を建設した。その後も施設拡充に努め、昭和 36 年に化学処理施設（144 kl/日）を建設した。これにより昭和 37 年以降は全量施設処理が可能となった。

昭和 44 年に、消化処理施設（270 kl/日）を建設し、昭和 47 年には処理の高度化をめざし化学処理施設を酸化処理方式に改造した。

し尿収集業務について、昭和 33 年に農業協同組合に委託していたものを許可業者制に移行し、昭和 40 年 4 月には許可業者を一体化し新清公社を設立した。昭和 45 年には手数料の無料化、翌 46 年には新清公社を市に吸収し収集業務を直営化とし、車両整備等を行い、し尿収集体制の確立を図る一方、収集されたし尿に混入されている夾雑物を処理する前処理設備を昭和 52 年 3 月に設置し、処理施設全体の能率向上と処理体制の確立を図った。

昭和 50 年代の人口増加に伴って、市域周辺部における大規模住宅団地の造成、公営住宅の建設による地域し尿処理施設の設置と単独浄化槽の普及による余剰汚泥の排出量の増加対策として、旧第一処理場（54 kl/日）を廃止し、跡地に昭和 55 年から 3 ヶ年事業で新第一処理場（230 kl/日）を建設し、昭和 57 年 9 月から運転を開始した。

更に、北野清掃事業所内の環境保全対策の一環として、昭和 63 年から 2 ヶ年事業としてし尿処理施設の公害防止等改良工事及び構内緑化事業を行った。

平成に入り公共下水道整備が急速に進むなかで、平成 12 年度にはし尿等の減少と第三処理場（昭和 44 年建設）の老朽化のため、第三処理場を廃止し、第一処理場への処理統合を図る整備工事を 2 ヶ年事業で行った。

平成 12 年 4 月から檜原清掃事業所北野分室の増改築工事を行い、平成 13 年 3 月に檜原清掃事業所を新装された同分室に移転し、同年 4 月、北野衛生事業所と名称変更し、同年 7 月北野清掃事業所を北野衛生処理センターと名称変更した。

平成 14 年 4 月からし尿収集車の乗車体制について 2 名乗車に戻しごみ収集車と同じ体制とした。

平成 15 年 6 月ディスポーザー排水処理システムの普及が始まったのを受けて、取り扱う一般廃棄物の種類の見直しを行い、ディスポーザー排水処理汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥の受入を開始した。

平成 16 年 4 月には、し尿脱水汚泥の処分方法の変更を行い、委託・有機肥料化処理から隣接する北野下水処理場での焼却処理とし、焼却灰はセメント原料として再生することとなった。

平成19年4月には、保健所政令市移行により東京都から浄化槽管理者・浄化槽保守点検業者の指導業務を引継いだ。

平成22年1月から仮設トイレの直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行した。

平成22年には公共下水道整備による下水道接続が進み、搬入されるし尿・汚泥が減少してきたことから、処理方式の効率化を目的とした、北野衛生処理センター縮小化工事の実施設計を行なった。

平成23年6月から平成24年3月にかけて、生物処理+高度処理方式（河川放流）から固液分離方式（下水道放流）への改造（縮小化）工事（処理能力230kl/日→45kl/日）を実施した。

平成23年8月から下水道整備地区及び浄化槽整備地区で下水または市設置型浄化槽に切替えが済んでいない世帯に対して、下水道料金を負担している方との均衡を考慮し、し尿収集手数料・浄化槽の汚でい処理手数料等を改正した。

平成25年10月から、事業系のし尿収集を許可業者に移行し、市で収集を行うのは一般家庭のみとした。

(3) 年表

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
明治 33 年度			汚物掃除法施行
大正 5 年度	塵芥収集業者による、希望家庭の収集開始		
大正 10 年度	収集業務を直営とし、埋立処理及び飼料とする（4月）		
大正 12 年度	第一焼却場建設 2 基 4 t/日		
昭和 29 年度	第一焼却場を改築 3 基 24 t/日となる		「汚物掃除法」を廃止し「清掃法」が制定される（4月）
昭和 33 年度	第一焼却場を増設 能力 4 基 33.8 t/日となる	農業協同組合に委託していたし尿汲取り業務を許可制にした し尿第一処理場を建設 54 kl/日（12月）	
昭和 34 年度			機構改革「産業民生部衛生課」となる（12月）
昭和 36 年度		し尿第二処理場を建設 144 kl/日（10月） し尿の埋立処理解消される	
昭和 37 年度	第二焼却場を建設 2 基 38 t/日（8月） 手車収集がなくなる（1月）		
昭和 39 年度	不燃ごみ収集を始める（4月）		
昭和 40 年度		許可業者を一本化し新清公社を設立（4月）	機構改革「衛生部」となる
昭和 41 年度	ダストボックスによる塵芥厨芥の混合収集を開始（11月）		
昭和 42 年度	第三焼却場を建設（5月） 90 t/日×2 基 ポリ容器収集開始（9月）	し尿第三処理場を建設 270 kl/日（3月）	
昭和 45 年度	第一焼却場を廃止	一般家庭のし尿汲取りを無料とする（4月）	「清掃法」を廃止し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定（12月）

第1章 総説

昭和 46 年度	第二焼却場にマルチサイクロン設置 (3月)	し尿収集業務を直営とし新清公社の業務を継承 担当課として衛生第三課を新設 (4月)	同法律施行 (9月) 機構改革「清掃部」となる (11月)
昭和 47 年度	粗大ごみ破碎処理設備建設 75 t/5h (3月)	し尿汲取り全市域実施 (自家処理家庭の解消) (4月) し尿第二処理場を酸化処理方式に改良 (昭和 46~47年度) (6月)	八王子市清掃条例 (昭和 29年) 全部改正 (4月)
昭和 48 年度	ダストボックス収集を廃止 コンテナボックス収集を開始 戸吹清掃工場竣工 (3月) 120 t/日×2基	し尿処理施設脱臭装置を設置 (3月)	
昭和 49 年度	ごみ収集全市域混合収集となる (6月) 松枝ごみ中継地取得 (10月) 館清掃工場用地取得 (12月)	家庭雑排水吸込槽の清掃を開始 (条例改正) (4月)	戸吹清掃事業所新設 (4月) し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月)
昭和 50 年度	戸吹最終処分場埋立開始 (6月) 館清掃工場用地測量	合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集運搬経費軽減措置 (4月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (8月) 多摩ニュータウン入居開始 (3月)
昭和 51 年度	不燃ごみ収集全面委託 (4月) ニュータウン地区可燃ごみ収集業務委託 (4月)	し尿浄化槽清掃汚泥処分有料化 (事業所等) (4月) し尿前処理設備を設置 72 kl/h (3月)	一般廃棄物処理手数料改正 (4月) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 (3月)
昭和 52 年度	ニュータウン地区可燃ごみ収集処分の業務直営 (5月) 石川ごみ最終処分場埋立開始 (7月)	家庭雑排水の前処理設備新設 (1月)	一般廃棄物処理施設構造指針作成 (国) (6月) し尿浄化槽清掃手数料改正 (7月) 北野清掃事業所等管理施設新設 (3月) 昭和 53年 5月 17日移転
昭和 53 年度	館清掃工場着工 (10月)	檜原清掃事業所拡張用地取得 (1月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月)
昭和 54 年度	戸吹最終処分場拡張用地取得 (9月) (新) 戸吹最終処分場用地取得 (2月)		
昭和 55 年度	石川ごみ最終処分場埋立完了 (5月)	し尿第一処理場廃止 (7月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月)

	<p>ごみ減量モデル地区指定 (6月)</p> <p>(新)戸吹最終処分場造成工事 着工(9月)</p> <p>館清掃工場竣工(3月)</p> <p>150t/日×2基</p>	<p>(新)第一処理場着工 (7月)</p>	<p>東京都三多摩地域廃棄物広 域処分組合設立(11月)</p> <p>同組合加盟(11月)</p>
昭和56年度	<p>第二、第三焼却場を廃止(6月)</p> <p>(新)戸吹最終処分場浸出水処 理施設建設工事着工(6月)</p> <p>粗大ごみ破碎処理設備廃止 (3月)</p> <p>戸吹最終処分場埋立完了 (3月)</p> <p>(新)戸吹最終処分場竣工 (3月)</p> <p>(新)戸吹最終処分場浸出水処 理施設竣工(3月)</p>	<p>北野排水樋管改築(3月)</p>	<p>館清掃事業所新設(4月)</p>
昭和57年度		<p>し尿第二処理場廃止(7月)</p> <p>(新)第一処理場竣工 230kl/日(8月)</p> <p>し尿第三処理場に脱臭設備 を新設(3月)</p>	<p>一般廃棄物処理手数料改正 (4月)</p> <p>し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月)</p> <p>戸吹最終処分場新設(4月)</p>
昭和59年度	<p>乾電池等の分別収集を実施 (6月)</p>	<p>檜原清掃事業所北野分室開 設(3月)</p>	<p>し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月)</p>
昭和60年度	<p>生ごみ堆肥化容器購入費補助 事業開始(4月)</p> <p>可燃ごみ全市週3回収集の実 施(5月)</p>		<p>一般廃棄物処理手数料改正 (4月)</p> <p>廃棄物処理法改正・浄化槽法 全面施行(10月)</p> <p>八王子市清掃条例改正 (10月)</p>
昭和61年度	<p>資源集団回収補助事業開始 (4月)</p> <p>不燃ごみ週1回収集の実施 (2月)</p>		<p>浄化槽清掃手数料改正(4月)</p> <p>合併処理浄化槽設置補助事 業開始(10月)</p>
昭和63年度			<p>浄化槽清掃手数料改正(4月)</p>
平成2年度	<p>空きびん回収モデル事業開始 (11月)</p>		<p>浄化槽清掃手数料改正(4月)</p>

第1章 総説

平成3年度	館清掃事業所多摩ニュータウン分室開設（6月） 戸吹破碎処理センター竣工 90 t/5h×2 系列（3月）		
平成4年度	紙パック拠点回収開始（9月） 北野清掃工場着工（10月）		浄化槽清掃手数料改正（4月）
平成5年度	多摩ニュータウン環境組合設立（4月）		一般廃棄物処理手数料改正（7月） 八王子市清掃条例（昭和49年）を全部改正。新たに「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行（10月）
平成6年度	可燃ごみを週2回収集に変更（4月） 古紙（新聞、ダンボール、雑誌類）分別回収開始（4月） 北野清掃工場竣工（9月） （新）戸吹清掃工場着工（9月） 100 t/日×3基 空きびん分別回収事業全市域実施（12月） 戸吹最終処分場埋立完了（2月） 谷戸沢処分場搬入開始（3月）	汚泥の資源再利用化を図る 貯留搬出設備を新設	浄化槽清掃手数料改正（4月）
平成7年度	一般廃棄物管理票制度開始（7月）		容器包装リサイクル法公布（6月）
平成8年度	ペットボトル一部地域で分別回収開始（6月）		リサイクル公社設立（2月）
平成9年度	空き缶一部地域で分別回収開始（9月） 新戸吹工場竣工（3月）		北野余熱利用センター開設（10月）
平成10年度	谷戸沢処分場搬入終了（4月） 二ツ塚処分場搬入開始（4月） 空き缶全市域で分別回収開始（6月） 古着・古布分別回収開始（10月） ペットボトル全市域で拠点回収開始（10月）	浄化槽汚泥の直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行	

平成 11 年度	館清掃工場排ガス処理設備の改造		
平成 12 年度	はがき類拠点回収事業開始 (9月) プラスチック類回収モデル事業開始 (10月)	し尿第一処理場改良工事着手 (~13年度) 檜原清掃事業所、北野町へ移転 (檜原清掃事業所は閉鎖) (3月)	容器包装リサイクル法の完全実施 (4月) 循環型社会形成推進基本法の公布 (6月) 戸吹湯ったり館開設 (1月)
平成 13 年度	可燃ごみ収集の 2 人乗車実施 (4月) 白色発泡スチロールトレイ拠点回収事業開始 (9月) 集合住宅生ごみ資源化モデル事業開始 (2月) 多摩ニュータウン環境組合二期施設工事完了 (3月)	移転に伴う名称変更 (4月) 檜原清掃事業所 →北野衛生事業所 し尿第一処理場改良工事完了 (3月) し尿第三処理場廃止 (3月)	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) の施行 (4月) 組織改正「環境部」となる (7月) 組織改正に伴う名称変更 管理課→清掃事業管理課 戸吹破碎処理センター →戸吹不燃物処理センター 北野清掃事業所 →北野衛生処理センター リサイクル推進課 →ごみ減量対策課
平成 14 年度	黒ビニール袋不使用の徹底 (4月) 八王子駅北口周辺地域での早朝収集開始 (10月)	し尿収集の 2 人乗車実施 (4月)	事業系持込ごみ処理手数料改正 15 円/kg→25 円/kg (4月) 建設リサイクル法施行 (5月)
平成 15 年度	集合住宅生ごみ資源化モデル事業終了 (3月) プラスチック類回収モデル事業終了 (3月)	ビルピット、ディスポーザー汚泥受入開始 (6月) 生活排水処理基本計画策定 (12月)	組織改正に伴う課の合併及び名称変更 (8月) 清掃事業管理課・ごみ減量対策課→ごみ減量対策課 館清掃事業所多摩ニュータウン分室→南大沢清掃事業所 パソコンリサイクル実施 (10月) 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例改正 (3月) 合併処理浄化槽設置補助事業終了 (3月)

第1章 総説

平成16年度	ごみの有料化説明会実施 ごみの有料化・戸別収集・資源物回収の拡充実施(10月) 少量排出事業系ごみ収集実施(10月)	し尿脱水汚泥の処分を委託・肥料から市施設・焼却・セメント原料に変更(4月)	
平成17年度	ペットボトル夏季毎週回収開始(7月) エコショップ認定制度開始(12月) 事業系ごみ組成分析実施(1、2月)		リサイクル公社解散(3月)
平成18年度	事業系古紙回収モデル事業開始(6月) ふれあい収集の開始(7月) 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度開始(7月)		北野余熱利用センター指定管理者の導入(4月) 東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設本格稼働(7月) ごみゼロ社会推進協議会発足(12月) ごみ処理基本計画の策定(3月)
平成19年度	粗大ごみ収集ポイント・シール制に移行(10月) 全戸訪問(マイバッグ配付)によるごみ減量・資源化啓発の開始(11月) 戸吹・館清掃工場及び南大沢清掃事業所に事業系古紙持ち込み場所設置(2月)		事業系古紙集団回収モデル事業開始(4月) 容器包装リサイクル法の一部改正法の施行(4月) 保健所政令市移行に伴い、東京都から自動車リサイクル法の許可・登録業務及び浄化槽指導業務を引継ぐ(4月) 廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会発足(5月) 東京工科大学との協働による剪定枝のバイオガス化等実証研究事業開始(7月) 粗大ごみ受付センター設置(10月) 廃食用油によるバイオディーゼル燃料(BDF)の製造及びごみ収集車の試行運転開始(3月)

平成 20 年度	<p>事業者向けのごみ減量パンフレットを作成し、市内業者に送付（4月）</p> <p>北野衛生事業所や市民部事務所の一部等に、事業系古紙持ち込み場所を設置（4月）</p> <p>旧戸吹清掃工場解体工事着工（6月）</p> <p>マイバッグ利用促進月間、マイバッグの日の制定（10月）</p> <p>市民公募のデザインで、八王子織物を使ったオリジナルマイバッグを作成（3月）</p> <p>スーパーアルプス宇津木台店でのレジ袋有料化実証実験の開始（1月）</p>		<p>組織改正により環境部内に「水循環室」を設置（4月）</p> <p>下水道部・北野衛生事業所・北野衛生処理センター・水道部→水循環室</p> <p>みなみ野君田小学校に業務用生ごみ処理機を設置し、食の循環モデル事業を開始（10月）</p> <p>廃プラスチック中間処理施設整備計画を策定（1月）</p>
平成 21 年度	<p>道の駅八王子滝山でのレジ袋無料配布中止（7月）</p> <p>粗大ごみ処理券 1 ポイント券発行（7月）</p> <p>プラスチックモデル地区収集（10月）</p> <p>使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業開始（11月）</p> <p>プラスチック資源化センター着工（1月）プラスチック製容器包装 40 t/日 ペットボトル 12 t/日</p>	<p>仮設トイレの直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行（1月）</p>	<p>組織改正に伴う名称変更・粗大ごみ受付センター→ごみ総合相談センター（4月）</p> <p>八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正（9月）</p>
平成 22 年度	<p>「プラスチック資源化拡大・戸別収集」市民説明会を実施（5月）</p> <p>10月からのごみ・資源物の出し方変更に伴い、広報「プラスチック資源化拡大特集号」を全世帯へ戸別配布（7月）</p> <p>不燃ごみ専用ミニ袋（5リットル）を10枚入90円で新たに販売（7月15日）</p>		<p>環境部と道路事業部を再編し、水循環部を設置（水環境整備課・下水道課・水道課・水再生課）</p> <p>八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正（資源物の持ち去り禁止）（9月）</p>

	<p>可燃ごみ用、不燃ごみ用の 40 リットルの袋の 1 枚 75 円での販売を開始 (7 月 15 日)</p> <p>10 月 1 日からのプラスチック資源化拡大に伴い不燃ごみ専用袋と可燃ごみ専用袋の交換を実施(9 月 15 日～3 月 31 日)</p> <p>館清掃工場の稼働停止に伴い、館清掃工場への可燃ごみの持込を終了 (9 月 17 日)</p> <p>館清掃工場の稼働を停止 (9 月 30 日)</p> <p>プラスチックの回収品目を、プラマークのついているプラスチック製容器包装すべてに拡大 (10 月)</p> <p>不燃ごみの一部(プラスチック製の文具やおもちゃ、革・ゴム製品等) を可燃ごみに変更 (10 月)</p> <p>多摩清掃工場へ収集可燃ごみを搬入する地域を拡大 (10 月)</p>		<p>組織改正に伴う名称変更</p> <p>戸吹清掃工場、戸吹破碎処理センター、新設のプラスチック資源化センターを統合し名称を変更→戸吹クリーンセンター (10 月)</p>
<p>平成 23 年度</p>	<p>市が所有している使用しなくなったごみ集積所の売り払いを開始 (4 月)</p> <p>生ごみ資源化モデル事業を実施 (9 月～11 月)</p>	<p>北野衛生処理センター改造 (縮小化) 工事实施</p> <p>処理能力 230 kl/日→45 kl/日 (平成 23 年 6 月～平成 24 年 3 月完了)</p> <p>し尿収集手数料・浄化槽汚泥処理手数料等改正 (8 月)</p>	<p>東京工科大学との共同研究により、剪定枝をごみ収集車の燃料にし、試験走行を行った。(5 月)</p> <p>ごみ集積所跡地の売り払いを開始 (4 月)</p>
<p>平成 24 年度</p>	<p>資源集団回収補助金単価を改定 (4 月)</p> <p>戸吹清掃工場灰溶融炉の停止 (6 月)</p> <p>宮城県女川町の災害廃棄物の受入れ (1 月～2 月)</p>		<p>プラスチックを容器包装プラスチックに名称変更(4 月)</p> <p>ごみ処理基本計画の策定 (3 月)</p>

平成 25 年度	<p>ペットボトル拠点回収事業の廃止（9月）</p> <p>スプレー缶類の回収品目を不燃ごみから有害ごみに変更（10月）</p>	<p>事業系の直営収集を廃止し、許可業者の収集に移行（10月）</p> <p>生活排水処理基本計画策定（3月）</p>	<p>組織改正に伴う部の新設と課の分割（8月）</p> <p>環境部から清掃部門が独立し、資源循環部を新設。また、水再生課から、水再生施設課が独立</p>
平成 26 年度	<p>ふれあい収集の対象を拡大(要介護 4・5→要介護 1～5)（4月）</p> <p>戸吹不燃物処理センター設備更新工事竣工（2月）</p>	<p>災害時トイレ対策し尿収集・処理計画策定（3月）</p>	<p>中核市移行へ向け、廃棄物対策課を新設（4月）</p> <p>八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正（中核市移行へ向けた整備）（9月）</p>
平成 27 年度	<p>持込ごみ処理手数料改正（家庭系：150 円/10kg から 350 円/10kg へ、事業系：250 円/10kg から 350 円/10kg へ）（4月）</p> <p>戸吹不燃物処理センター手選別ライン本格稼動。また同時に小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への小型家電の引渡しを開始（4月）</p> <p>八王子駅北口周辺地域での早朝収集廃止（4月）</p> <p>パソコンの宅配便による無料回収開始（12月）</p> <p>ごみ総合相談センターの電話番号をナビダイヤルへ変更（1月）</p>		<p>中核市移行（4月）</p> <p>清掃施設整備課新設（4月）</p>

<memo>